

(○)肝臓障害の認定基準の見直しについて

- 平成22年4月より身体障害認定の対象となった肝臓機能障害について「現行の認定基準(チャイルド・ピュー分類「C」)は厳しすぎ、分類「B」の患者であっても、日常生活の制限が長期間続いている実態がある」との患者団体からの意見を踏まえ、平成26年度の厚生労働科学研究にて症例調査を実施した。
- 平成27年5月、研究結果を踏まえて検討を行うため「肝臓機能障害の認定基準に関する検討会」を開催し、第4回(9月29日)同検討会において「チャイルド・ピュー分類Bの患者も認定対象とする等の見直しを行うことが適当」を基本的な考え方としたとりまとめを行い、本とりまとめを踏まえた見直し案については、12月9日開催の疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において了承されたところである。
- 見直しの内容については、平成28年1月下旬に各都道府県等に関係通知を発出する予定であるが、平成28年4月からの円滑な施行に向けて、指定医への周知等について、遺漏がないようお願いしたい。

身体障害者手帳制度における肝臓機能障害について(概要)

1. 経緯

- 平成22年4月、肝臓機能障害を身体障害認定の対象とする。

※認定基準

- ・血液検査等の値に応じた点数による国際的な肝臓機能障害の重症度分類(「チャイルド・ピュー分類」)における3段階(A・B・C)のうち、最重度のグレードCに該当する患者が対象。
- ・これに日常生活の制限の程度も勘案して、1～4級を認定。

- 「現行の認定基準(チャイルド・ピュー分類「C」)は厳しすぎ、分類「B」の患者であっても、日常生活の制限が長期間続いている実態がある」との患者団体からの意見を踏まえ、平成26年度の厚生労働科学研究にて症例調査を実施。
- 平成26年8月、薬害肝炎原告団との定期協議において、厚生労働大臣より「身体障害認定基準については、厚生労働科学研究の結果を踏まえて対応していきたい」と応答。

2. 認定基準の見直しの検討

- 平成27年5月、研究結果を踏まえて検討を行うため、「肝臓機能障害の認定基準に関する検討会」を開催。
 - ▶第1回(5月1日) ・厚生労働科学研究の結果報告を基にチャイルド・ピュー分類Bを対象とすべきかについて議論
 - ▶第2回(7月21日) ・関係団体(薬害肝炎全国原告団・弁護士、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護士、日本肝臓病患者団体協議会)からのヒアリングを実施
 - ・肝臓機能障害者の実態調査により患者の実態を把握
 - ▶第3回(8月7日) ・これまでの議論を踏まえた論点整理
 - ▶第4回(9月29日) ・肝臓機能障害の認定基準に関する検討会報告書とりまとめ
- 平成27年12月、「疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会」で審議(他の障害認定とのバランス等の観点から検討)を行い、報告書に基づく改正案が了承。その後、パブリックコメント(H27.12.15～H28.1.13)を実施。

肝臓機能障害の認定基準の見直し案の概要

具体的な認定基準について

〔認定対象の拡大〕

○ チャイルド・ピュー分類C ⇨ 分類Bに拡大

国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類の3段階(A・B・C)のうち、これまで認定基準の対象とされていた分類C(10点以上)に加えて、分類B(7点以上)を対象とする。

〔1級・2級の要件の緩和〕

○ 日常生活の制限にかかる指標の見直し

血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点



肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上

〔再認定の導入〕

○ 1年以上5年以内に再認定(チャイルド・ピュー分類Bの場合)